

# 了鳥取県公報

平成13年8月21日(火) 第7309号

毎週火·金曜日発行

次 目

告	示	字の区域の変更等 (495) (市町村振興課)	. 1
		土地改良区の役員の就任 (496) (耕地課)	. 3
		県営土地改良事業計画の決定 (497) (")	. 4
		収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (498) (会計課)	. 4
教委告	与示	定例教育委員会の招集 (14) (総務福利課)	. 4
公	告	採石業務管理者試験の実施 (河川砂防課)	. 5
調達	给	一般競争入札の実施 (教育委員会事務局高等学校課)	. 5

告	示

## 鳥取県告示第495号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第1項の規定に基づき、国府町長から次のとおり字の区域を変更 し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2第10項において準用する同 法第54条第4項の規定による県営土地改良事業に係る東因幡地区下木原工区の換地処分の公告があった日の翌日 からその効力を生ずる。

平成13年8月21日

鳥取県知事 片 山 善

区域を変更する字の名称					
区域を変更する子の名称	同左の区域(平成13年3月1日現在の地番による。)				
大字下木原字土囲	大字下木原字土囲のうち24の1の一部以外の区域				
	大字下木原字前田37の1の一部、39の一部、39の1の一部、40の1の一部、40の2、				
	41の7の一部、44、44の2の一部、45から47まで及びこれらと一体をなす国有地の				
	一部並びに36の1と一体をなす国有地の一部				
	大字下木原字梨子ノ木48の1、48の3、59の2、60、61の一部、62の1の一部、63				
	及びこれらと一体をなす国有地の一部				
	大字下木原字下モ前田69の2の一部、70の一部及びこれらと一体をなす国有地				
	大字下木原字壱町田75の1の一部及びこれと一体をなす国有地				

大字下木原字前田	大字下木原字土囲24の 1 の一部
八子下小原子則山	大字下木原字前田のうち37の1の一部、39の一部、39の1の一部、40の1の一部、
	40の2、41の7の一部、44、44の2の一部、45から47まで及びこれらと一体をなす
	国有地の一部並びに36の1と一体をなす国有地の一部以外の区域
十字工士原字利フノナ	
大字下木原字梨子ノ木	大字下木原字梨子ノ木のうち48の1、48の3、59の2、60、61、62の1、63及びこ
	れらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字下木原字下モ前田	大字下木原字下モ前田のうち69の 2、70、71の 1、71の 3、72の 3、72の 4、73、
	74及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字下木原字壱町田	大字下木原字梨子ノ木61の一部、62の1の一部及びこれらと一体をなす国有地
	大字下木原字下モ前田69の2の一部、70の一部、71の1、71の3、72の3、72の4、
	73、74及びこれらと一体をなす国有地の一部
	大字下木原字壱町田のうち75の1の一部、86の3の一部、87の1、88の一部及びこ
	れらと一体をなす国有地の一部以外の区域
	大字下木原字下壱町田90の1の一部及びこれと一体をなす国有地
	大字下木原字榎田99の1の一部、103の2の一部、104の1、104の2の一部、105、
	106及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字下木原字下壱町田	大字下木原字壱町田86の3の一部、87の1、88の一部及びこれらと一体をなす国有
	地の一部
	大字下木原字下壱町田のうち90の1の一部、92の3の一部、98の一部及びこれらと
	一体をなす国有地以外の区域
	大字下木原字榎田99の1の一部、99の2から99の4まで、100、103の2の一部、104
	の2の一部及びこれらと一体をなす国有地
	大字栃本字中野田503の一部、504の一部、505の1の一部、505の3、505の4の一
	部、506の1の一部、507の一部、510の一部及びこれらと一体をなす国有地
	大字栃本字砂田511の1から511の3までの一部及びこれらと一体をなす国有地
大字下木原字榎田	大字下木原字榎田のうち99の1から99の4まで、100、101の2、103の2、104の1
	104の 2 、105、106及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに103の 3 と一体をな
	す国有地の一部以外の区域
大字木原字下モ土居	大字木原字下モ土居のうち147、148の1と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字木原字越シ前	大字木原字越シ前のうち181の1の一部、182の一部及びこれらと一体をなす国有地
	以外の区域
大字木原字松ケ平	大字木原字松ケ平のうち183の2、183の3及びこれらと一体をなす国有地以外の図
	域
大字木原字中島	大字木原字下モ土居147、148の1と一体をなす国有地の一部
	大字木原字越シ前181の1の一部、182の一部及びこれらと一体をなす国有地
	│ │大字木原字松ケ平183の2、183の3及びこれらと一体をなす国有地
	大字木原字中島の全域
 大字栃本字下モ田	大字栃本字下モ田のうち465の10、466の1、466の4、466の5、467、469の2、
	469の9及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
 大字栃本字山ケ鼻	大字栃本字山ケ鼻のうち476の1から476の4まで、477の1から477の3まで、477
3 mg 1 3 md 2 <del>31</del>	の8及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
	大字栃本字下モ田465の10、466の1、466の4の一部、466の5の一部、467、469の
、、」 III. 工, ] 四 日	2、469の9の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

0
.న

	大字栃本字山ケ鼻476の1の一部、476の2から476の4まで、477の1から477の3
	まで、477の8及びこれらと一体をなす国有地
	大字栃本字出合のうち480の1の一部、480の2以外の区域
	大字栃本字加瀬上482の6、484、492の5と一体をなす国有地の一部
	大字栃本字渕ノ本493の1の一部、499の1の一部、499の2及びこれらと一体をな
	す国有地
大字栃本字加瀬上	大字栃本字下モ田466の4の一部、466の5の一部、469の9の一部及びこれらと一
	体をなす国有地
	大字栃本字出合480の1の一部、480の2
	大字栃本字加瀬上のうち482の6、484、492の1、492の3から492の5までと一体
	をなす国有地の一部以外の区域
	大字栃本字尾崎口513の一部及び513、519と一体をなす国有地の一部
大字栃本字中野田	大字栃本字山ケ鼻476の1の一部及びこれと一体をなす国有地
	大字栃本字加瀬上492の1、492の3から492の5までと一体をなす国有地の一部
	大字栃本字渕ノ本493の1の一部、493の2、494から496まで、496の1、497、498、
	499の1の一部、499の3及びこれらと一体をなす国有地
	大字栃本字中野田のうち503の一部、504の一部、505の1の一部、505の3、505の
	4の一部、506の1の一部、507の一部、510の一部及びこれらと一体をなす国有地
	以外の区域
	大字栃本字砂田511の一部、511の1の一部及びこれらと一体をなす国有地
	大字栃本字尾崎口513の一部及びこれと一体をなす国有地並びに512と一体をなす国
	有地の一部
	大字下木原字下壱町田92の3の一部、98の一部
大字栃本字尾崎口	大字栃本字加瀬上492の1と一体をなす国有地の一部
	大字栃本字砂田511の一部、511の 1 から511の 3 までの一部及びこれらと一体をな
	す国有地
	大字栃本字尾崎口のうち513の一部及びこれと一体をなす国有地並びに512、513、
	519と一体をなす国有地の一部以外の区域
	大字下木原字榎田101の2及び103の3と一体をなす国有地の一部

廃止する字の名称	大字栃本字渕ノ本、大字栃本字砂田
----------	------------------

# 鳥取県告示第496号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり天神野土地改良区から役員が 就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成13年8月21日

鳥取県知事 片 山 善博

就任した役員の氏名及び住所

理 事 亀 井 一 晁 倉吉市三江397 - 1

平成13年8月3日就任 任期 平成14年7月31日まで

## 鳥取県告示第497号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業 (県営中山間地域総合整備事業若桜地区農業用用排水、農道整備及び暗きょ排水) に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年8月21日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間平成13年8月22日から20日間
- 3 縦覧に供する場所 若桜町役場
- 4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から 起算して15日以内に知事に申し立てること。

# 鳥取県告示第498号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成13年8月21日

鳥取県知事 片 山 善博

廃止年月日	住	所	名	称
平成13年8月19日	鳥取市立川町五	丁目99 - 9	株式会社山陰合同銀行鳥	引取東支店

# 教育委員会告示

## 鳥取県教育委員会告示第14号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成13年8月21日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 五

- 1 日時 平成13年8月23日 (木) 午前10時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
- (1) 県立青少年社会教育施設整備基本計画について
- (2) その他

告 公

採石法 (昭和25年法律第291号) 第32条の13第1項の規定に基づき、第30回採石業務管理者試験を次のとおり 実施する。

平成13年8月21日

鳥取県知事 片 山 博

- 1 試験の日時及び場所
  - (1) 試験の日時 平成13年10月12日 (金) 午前10時から
- (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁講堂

2 試験科目及び試験時間

İ	験	科	目		試	験	時	間
ア 岩石の採取に関する法令 (環境保全関係法令を含む。) 2 時間								
- 0 /	採取に関する抗	<b>技術的な事</b> 項						

## 3 受験申込手続

次の書類を平成13年8月21日 (火) から同年9月17日 (月) までの間に住所地を管轄する土木事務所又は日 野総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵送の場合は、平成13年9月17日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。また、受験願書及 び履歴書は、各土木事務所及び日野総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければなら ない。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書
- (3) 写真 (手札型 (8.0×11.0センチメートル) とし、出願前 6 月以内に撮影した正面上半身像で、その裏 面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。)
- 4 受験手数料及びその納付方法
  - (1) 受験手数料 8,000円
  - (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けて納付すること。この場 合、消印しないこと。

- 5 その他
  - (1) 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。
  - (2) 受験についての詳細は、各土木事務所又は日野総合事務所県土整備局に問い合わせること。

告 調 達公

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1

項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年8月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 調達内容

- (1) 借入物品の名称及び数量
  - ア ノート型コンピュータ 1,678台
  - イ レーザープリンター 95台
  - ウ 点字プリンター 1台
  - エ 点字ディスプレイ 7台
  - オ MOドライブ 38台
- (2) 借入物品の仕様 入札説明書による。
- (3) 借入期間

平成13年11月1日から平成17年10月31日まで

(4) 納入期限

平成13年10月31日 (水)

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)のアからオまでに掲げる物品の一式の1月当たりの単価を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額 (1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成12年鳥取県告示第486号 (物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について) に基づく競争入札参加者資格のうちリース・レンタルに係るものを有すること。
- (3) この公告に示した物品又はこれと同等の物品に係る相当数の納入実績がある者であること。
- (4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入 後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (5) 平成13年8月21日(火)から同年10月1日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- 3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局高等学校課

- 4 入札手続
  - (1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局高等学校課設備係

電話 0857 - 26 - 7698

(1)の場所で交付する。

(3) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便 (親展扱いとすること。) により、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成13年10月1日(月)午前11時(ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成13年9月28日(金)午後5時までとする。)

鳥取県庁第27会議室 (鳥取県庁第二庁舎 9階)

- 5 入札者に要求される事項
  - (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
  - (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成13年9月17日(月)午後5時までに提出しなければならない。
  - (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 契約締結の制限

この公告に示した物品に係る予算が成立しなかったときは、契約を締結しない。

- 8 その他
  - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者にした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則 (昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

- 9 Summary
  - (1) Nature and quantity of the products to be leased:

Notebook Type Computer 1,678sets

Laser Beam Printer 95sets

Braille-points Printer 1set

Braille-points Display 7sets

Magnet Optical Drive 38sets.

- (2) September 17, 2001 5:00 PM: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) October 1, 2001 11:00 AM: Time-limit for submission of tenders

8 平	成13年 8 月	月21日 :	火曜日	鳥取	県 公	報		第7309号
(4)							by registered ma	ail ard of Education 1-
I			-shi 680 - 857					